

<実労働時間の考え方について（再申請用）>

支給対象期間の実働時間（有休・時間外等を含む）の合計を26週で割ったときに、交付要件の時間以下であった場合でも、雇用促進奨励金の交付対象となる場合があります。

申請書のご提出前に、ご確認をお願いいたします。

